付則　３

Ｖ－７／２０１４．０４

市場抜取試験に関する規程

1986.07.24制　　定
2014.04.01改定20版
2014.04.01適用開始

（目　的）

第　１　条　この規程は、自主規制措置運用規程（以下“運用規程”という）第１３条に規定する市場抜取試験に関し必要な事項を定める。

（市場抜取試験専門委員会）

第　２　条　ＶＣＣＩ協会（以下“協会”という）は、この規程に定められた事項の円滑な実施を期するため、市場抜取試験専門委員会（以下“委員会”という）を設置し、運営する。

（市場抜取試験の対象とする機器の選定）

第　３　条　協会は、委員会の方針にもとづいて、「運用規程第3条適用範囲」で規定する（適合確認届出の対象となる）機器の中から市場抜取試験の対象とする機器（以下“対象機器”という）を選定する

（対象機器の抜取方法）

第　４　条　対象機器の抜取りは、つぎによる。

１）協会が販売店等において買上げる。

２）協会が会員から出荷品、または出荷品と同等の商品を借り上げる。

３）協会が第14条による審査に必要な書類の提供を依頼する。

（会員の同意）

第　５　条　協会は、第３条にもとづいて選定された対象機器を届出た会員（以下この届出た会員を単純に“会員”という。）に対して対象機器選定結果を連絡する。　次の事項については当該会員に同意を求めることとし、会員は、正当な理由なくこの同意を拒んではならない。

１）対象機器を提供すること。
２）試験に必要な機材及び技術資料を提供すること。
３）適合確認届出時の試験成績書を提供すること。
４）試験機関との機器の運搬費用、会員の要請にもとづいて実施する再試験(第11条2項)、及び追加試験(第11条3項)に関わる費用等を負担すること。初回試験の費用は、協会が負担する。
５）試験終了後、会員が提供した対象機器、及び試験に必要な機材、技術資料を引取ること。
６）なお、買上げ試験については上記１）項、及び４）項の運搬費用については除く。

（試験機関への委託）

第 6 条　協会は、あらかじめ市場抜取試験を委託すべき複数の試験機関と契約し、個々の対象機器ごとに試験を委託する試験機関を選定して委託する。

（試験の方法）

第 7 条　協会は自主規制措置運用規程に定める試験方法にもとづいて市場抜取試験を実施する。また、協会は、市場抜取試験を合理的（＊1）に進めるため試験機関に対し必要に応じ簡略試験条件等（＊2）を指定することができる。

＊1）試験時間短縮あるいは周辺機器手配困難な場合等
＊2）周辺機器の割愛、試験モードの割愛等による測定

2. 対象機器の動作条件について試験機関において疑義がある場合、協会は会員の担当者と試験機関が協議するよう求める。
3. 協会は、試験機関での試験に会員の立会いは原則認めない。
但し、試験機関が、試験準備の為の設置、設定等で必要とする場合、協会は会員の協力を依頼することがある。その場合、会員は、試験結果や判定について、試験機関とは協議に類する行為は一切してはならない。

（守秘義務）

第 8 条　協会は、試験機関に対し、試験結果及び市場抜取試験のために提供された資料の内容について他に漏らさないよう求める。

（試験結果の通知等）

第 9 条　協会は、試験機関に対し、試験終了後すみやかに試験データをもって試験結果を報告するよう求める。

2.　協会は、試験機関から報告された試験結果について疑義を生じた場合は、試験機関に対し、調査等を求める。

3.　協会は、会員が試験結果について疑義を生じ異議を提出した場合は、必要により試験機関に対し、説明を求めて会員に伝達する。

（対象機器等の返却）

第 １０ 条　協会は、試験機関に対し、試験終了後の対象機器等の取扱いは、つぎによることを求める。

１）会員からの同意内容(第5条)による。

２）対象機器以外に試験機関が試験に必要なものとして提供を求めた機材ならびに技術資料を会員に返却すること。

第11条による不合格水準と判定された場合は、返却を保留する。また、対象機器等の取扱いについて別の取り決めがある場合は、その取り決めにしたがう。

（試験結果の取扱い）

第 １１ 条　協会は、試験機関から報告された試験結果を判定し、その結果を次の通り会員に通知する。

許容値は「付則１　技術基準」に基づく。

なお、不合格水準とは、技術基準適合に疑義を生じた場合の暫定的な判定のこと。

不合格判定は、11条4項による。

１）合格

次の①及び②の条件を満たすこと。

① 妨害波電界強度が〔許容値＋３ｄＢ〕以下

② 電源ポート及び通信ポートの伝導妨害波が〔許容値＋２ｄＢ〕以下

２）不合格水準

上記１）の条件を満たさないもの。

２．　試験結果が「第１１条第１項２）不合格水準にあると通知を受けた会員は、判定結果に不服がある場合には書面により協会に申し出て再試験を要請することが出来る。その手順を次に定める。

１）会員は不服とする根拠材料（試験条件の違い、偶発故障など）を協会に提出し、再試

験を要請する。

2）協会は会員の不服とする根拠資料により再試験の可否を決定する。

3）当該機器の再試験は原則として当初の市場抜取担当試験所とする。

4）再試験の試験結果の取り扱いは第１１条第１項による。

3．試験結果が「第１１条第１項2）不合格水準にあると通知を受け、再試験を要請しない場合、または再試験の結果が合格しなかった場合は、会員は原因を調査しその結果と合せて、下記の中から対応方法を選択して協会に報告しなければならない。

1）自社管理データ等で「第１２条（追加試験）第１項」に定める方法で適正な水準であることを証明し、協会に報告する。

2）統計的評価のための追加試験を協会に要請する。

実施方法は「第１２条（追加試験）第２項」に定める。

3）会員は、自ら不合格と認める。

4．協会は、「第１１条第３項」の１）と２）に対して、次の通り最終判定を行う。

1）合格　　許容値以内

2）不合格　　許容値を超過

5．不合格の場合、会員は、改善処置を行うとともに、処置内容と再発防止対策を協会へ報告すること。協会は、不合格品の型式及び会員名等を機関誌等に公表する。

（追加試験）

第１２条　第１１条第３項1）の適用を選択した会員は，自社の管理データを非心ｔ分布又は２項分布のいずれかで分析を行い，量産品の80％以上が80％の信頼度をもって，許容値を満足していることを証明する。

2．協会は，第１１条第３項2）の運用を選択した会員に対し，非心ｔ分布により，量産品の80％以上が80％の信頼度をもって第１１条第１項を満足している事を証明するのに必要な台数（不合格水準となった機器を含まない）を抜取り，追加試験を行う。

1）追加試験は不合格水準発生時に測定を担当した試験機関に委託する。

2）全周波数帯域について測定を行う。

3）上記結果より最終判断を行う。

（様　式）

第　１３　条　第４条にもとづく会員の同意は、同意書による。様式は別途定める。

（抜取審査）

第　１４　条

運用規程第13条第2項にもとづく審査のうち、書面による審査は下記のように実施する。

１）会員へ試験成績書等の提出依頼

協会は会員に対して対象機器に関する試験成績書等の提出を依頼する。会員は、正当な理由なくこの依頼を拒んではならない。

２）試験成績書等の審査

委員会は、提出された試験成績書等により、測定方法、許容値への適合、機器への表示、取扱説明書への記載、等が適切か否かを運用規程にもとづいて審査する。

３）審査結果の通知

協会は、審査結果で問題が発見された場合は会員に改善処置を求める。

４）会員の義務

改善処置を通知された会員は、速やかに改善結果を報告しなければならない。

５）協会はこの報告を確認する。

（規程に定めのない事項の取扱い等）

第　１５　条　市場抜取試験の実施に関する範囲内において、この規程に定めのない事項の取扱い及びこの規程の定めにしたがって実施することが困難な場合の取扱いについては、協会において決める。

（ＯＥＭ製品に関する取り扱い）

第　１６　条　協会が運用規程第13条にもとづく市場抜取試験を実施する場合において、会員が適合確認及び適合確認届出をブランド業者（販売会社）に代わって行ったオリジナルメーカー（製造業者）であるときは、協会が必要とする場合、適合確認届出に記載されたブランド業者もオリジナルメーカーと同様に協会の指示に従い対応しなければならない。

（解説）

１．放射妨害波の測定においては、CISPR 16-１-4　Ed2.0 :2007 第1-4部 ：無線妨害波及びイミュニティの測定装置特性及び測定法－無線妨害波及びイミュニテイの測定装置－付属機器－放射妨害波 4.1 測定装置の精度に於いて「均一な正弦波電磁界強度測定の正確さは、この節の要求事項を満たすアンテナとCISPR 16-1-1 Ed2.1:2006 第1-1部 無線妨害波及びイミュニティ測定装置特性及び測定法－無線妨害波及びイミュニティ測定装置 の要求事項を満たす測定用受信機を用いた場合に、±３ｄＢ未満であること」とある。

又、電源ポート及び通信ポートの伝導妨害波の測定においてはCISPR 16-１-1 Ed2.1:2006 第1-1部 無線妨害波及びイミュニティ測定装置特性及び測定法－無線妨害波及びイミュニティ測定装置　4.3 測定装置の精度において「正弦波電圧測定の正確さは、インピーダンスが50オームの信号源から正弦波信号が供給される場合に、±２ｄＢ未満であること」とあることから、「妨害波電界強度」においては許容値に対し±３ｄＢの猶予を「電源ポート及び通信ポートの伝導妨害波」においては許容値に対し±２ｄＢの猶予を与えるとした。

２．〔第１１条２項〕偶発故障の救済について

流通段階にある商品は種々の外的ストレスを受けるため、偶発的な故障を生ずることがある。そのため、市場抜取試験の結果が不合格水準となることがあり得る。したがって、会員が偶発故障に起因する可能性があると判断した場合、調査の機会を持ち得る様にした。

なお、調査の結果明らかに異常値が偶発的故障に起因していると認められた場合、故障個所を修正の上、再試験する。

ここでいう偶発故障とは、修正対応等に設計変更を伴わないものである。

３．第１２条に規定した追加試験の方法

第１１条４項により、市場抜取試験品の測定値が偶発故障に起因することなく不合格の水準にある場合、会員は追加試験を行い、統計的手法により量産品の分布から合否の判定を求める事が出来る。

すなわち、「量産品の80％以上が80％の信頼度で許容値内にあるか否か」を追加試験により判断することとした。

この追加試験の手順を第１２条に定め、追加抜取試験結果の測定値は、技術基準の４．４項「許容値への適合確認試験」で規定した「統計的評価方法」に従って処理する。

４．市場抜取試験における判定の手続きについて

判定処理の概要を図１に示す。

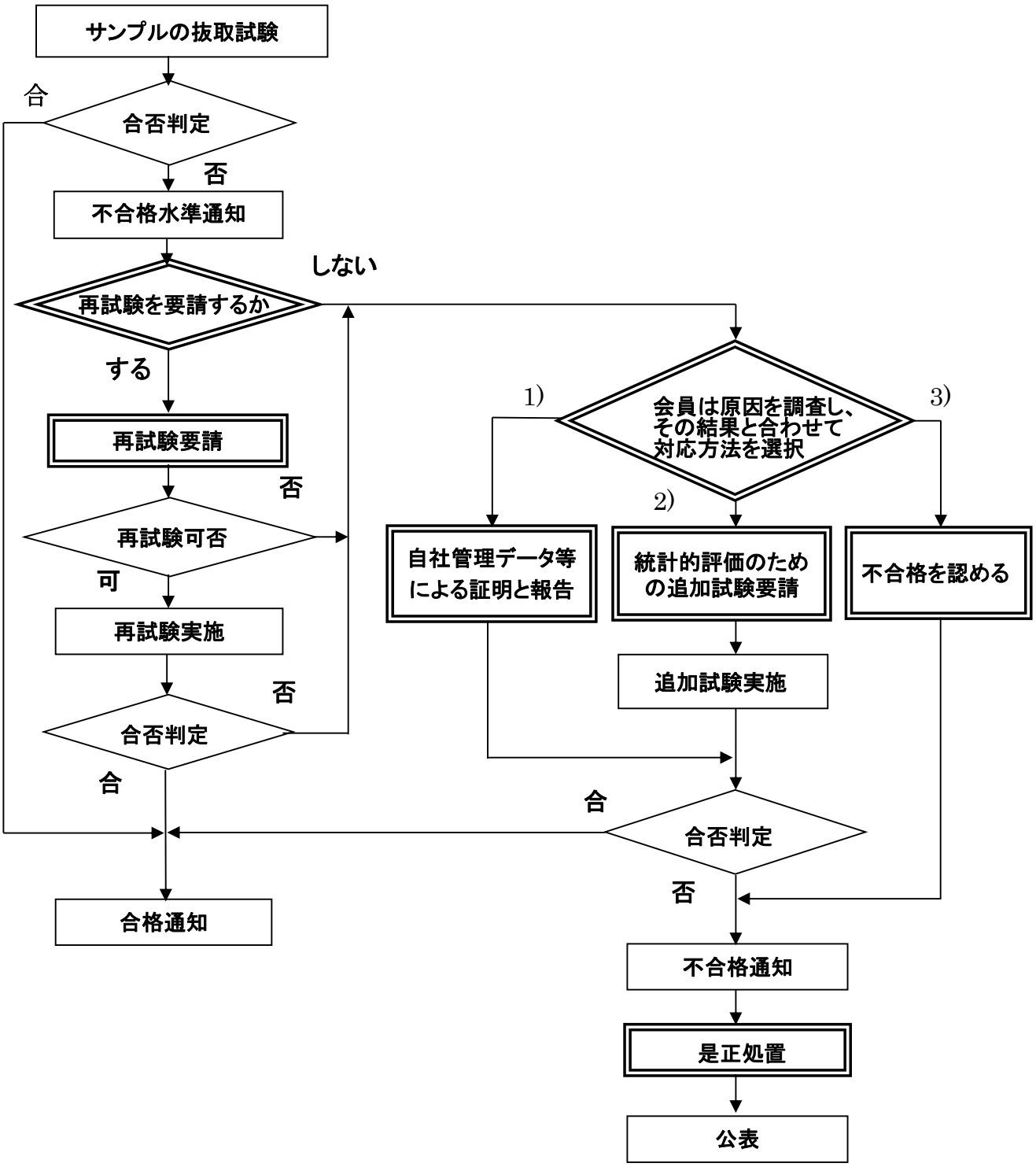

図１．判定処理の概要

（注：二重線枠の部分は会員の判断・実施項目）